

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 6 日

自治会長・町内会長 各位

所沢市長 小野塚 勝 俊
(公 印 省 略)

「令和 7 年度所沢市交通災害共済加入」
申込みの取りまとめについて（依頼）

新春の候、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より交通行政をはじめ市政全般にわたりまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

交通災害共済制度は、御加入いただいた市民の皆様の会費で、交通事故に遭われた会員にお見舞金を支給する助け合いの制度でございます。

御多用のところ誠に恐縮でございますが、『令和 7 年度所沢市交通災害共済加入申込書等』の行政回覧のご協力をお願いいたします。

なお、個人での加入については、防犯交通安全課や各まちづくりセンター、各サービスコーナーで 2 月 3 日（月）より随時行っておりますので、お問合せがあった際などにご周知いただくと幸いです。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

取りまとめの実施の可否につきましては、貴会内のご事情にあわせてご判断いただければと存じます。

記

1. 取りまとめ詳細と出張受付日程について
同封されております両面刷りの『所沢市交通災害共済取りまとめ加入の流れ』を御参照ください。
2. 回覧の仕方について
同封の『所沢市交通災害共済制度のご案内』を回覧用にお使いください。
3. 回覧ホームページ公開予定日 令和7年1月9日(木)
所行回 第48号 所防 第78号

取りまとめていただいた会員証は、出張受付会場にお持ちいただくか、3月末までに防犯交通安全課へご提出ください。4月1日以降は取りまとめをしていただいても報償金の対象外となりますので、予めご了承ください。

出張受付は、悪天候(雪など)により中止となる場合がございます。

中止となる場合は、各受付日の前開庁日に『所沢市ホームページ』及び『ほっとメール』にてお知らせいたします。その他御不明な点につきましては、防犯交通安全課までお問い合わせください。

【問合せ先】

所沢市 市民部 防犯交通安全課

担当：塚田

TEL 04-2998-9140

E-mail a9140@city.tokorozawa.lg.jp

_____自治会・町内会に取りまとめ加入をご希望の方へ
月 日 () までに、_____へ申込書に会費を添えてご提出ください。
※必要に応じて上記の文をご修正ください。

所行回 第48号
所防 第78号

回 覧

令和7年度 会員募集中

所沢市交通災害共済制度のご案内

交通災害共済は、加入していただいた市民の皆様の会費で、交通事故に遭われた会員にお見舞金を支給する助け合いの制度です。

もしもの場合に備え、ご家族で交通災害共済に加入してみたいはいかがでしょうか？
※埼玉県が義務化している『自転車損害保険等』には該当しません。



自転車の自損事故も対象になるよ。これまで加入したことのない方も検討してみてくださいね。

- * 会員資格 : 所沢市に住民登録をしている方
- * 会 費 : **大人 600円 中学生以下 300円**
※令和7年度に小学校1年生になる児童は市が会費を負担しますので、加入手続きの必要はありません。
- * 共済期間 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- * 加入方法 : 申込書に必要事項を記入し、会費を封筒に入れてください。
①か②いずれかの方法でお申込みください。

①自治会・町内会を通して 申し込む

- ・自治会・町内会の取りまとめ期間に役員さんなどへお渡しください。
- ※取りまとめを行っていない自治会・町内会もあります。その場合は、個人でお申込みください。(②を参照)

②個人で申し込む

- ・所沢市役所防犯交通安全課、各まちづくりセンター、各サービスコーナーで、**令和7年2月3日(月)**から毎日受付(土日祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

* 共済見舞金 : 1万円～100万円 ※詳細は裏面をご覧ください。

※中富南コミュニティーセンターは3月25日(火) 午前9時45分～午後2時のみ受付可能です。



共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1 等級	死亡した場合	100万円
2 等級	治療期間が1年を超え、かつ治療実日数が180日以上	30万円
3 等級	治療期間が6ヶ月を超え、かつ治療実日数が90日以上	15万円
4 等級	治療期間が3ヶ月を超え、かつ治療実日数が45日以上	8万円
5 等級	治療期間が1ヶ月を超え、かつ治療実日数が15日以上	5万円
6 等級	治療期間が10日を超え、かつ治療実日数が5日以上	2万円
7 等級	治療期間が10日以内、または治療実日数が5日未満	1万円
特別見舞金	後遺症(身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害)が存する場合	20万円

対象となる事故

- 自動車・バイク・自転車・電車などの車両乗車中の人身事故(自損事故)により、負傷または死亡した時。
- 歩行中の上記車両等との衝突、接触による人身事故。

※見舞金は、医師の診断書に記載された治療期間と治療実日数を審査し、お支払します。
 ただし、請求期間は事故発生日から2年です。2年を経過したものについては請求できません。
 (例：令和7年4月1日が交通事故発生日の場合、令和9年3月31日までとなります。)

見舞金の一例

①自転車の自損事故で病院に通いました。

治療期間：8月1日～9月15日
 (1ヶ月と15日)

治療実日数：20日



交通事故証明書あり

5等級の条件を満たすため、見舞金は5万円

交通事故証明書なし

見舞金に制限がつくため、見舞金は2万円

②車対車の交通事故で病院に通いました。

治療期間：1月20日～7月28日
 (6か月と9日)

治療実日数：110日



交通事故証明書あり

3等級の条件を満たすため、見舞金は15万円

交通事故証明書なし

見舞金に制限がつくため、見舞金は2万円

【留意事項】

- ◆交通災害共済は『自転車損害保険等』には『該当しません』ので、ご注意ください。
- ◆交通災害共済は、相手にケガをさせた場合等の損害賠償には利用できません。
- ◆交通事故証明書がとれない場合は、見舞金の限度額が2万円となります。
- ◆車両とは、道路交通法で定められた車両及び身体障害者用の車椅子をいいます。
- ◆道路を歩行中に転んだり、階段を踏みはずしたりしてケガをした場合等は見舞金の請求ができません。
- ◆交通事故発生時、交通災害共済に未加入の方は見舞金の請求ができません。
- ◆交通事故発生時、所沢市に住民登録されていない方は見舞金の請求ができません。
- ◆本人の故意、無免許運転、飲酒運転等による交通事故の場合、見舞金は支払われません。
- ◆地震、洪水、暴風等の非常災害の原因による交通事故の場合、見舞金は支払われません。
- ◆日本国内で発生した交通事故に限ります。
- ◆電車やバスで交通事故に遭われた場合、運行会社から発行される「交通事故証明書」の提出が必要です。



【お問い合わせ】 所沢市市民部防犯交通安全課
 電話：04-2998-9140
 FAX：04-2998-9061

—— 自治会・町内会の役員の方へ ——

交通災害共済取りまとめ加入の流れ

	自治会・町内会の役員の方	加入を希望する方 (交通災害共済の会員となる方)
1月中旬	自治会・町内会の会員に回覧用紙及び加入申込書を配布	加入を希望する方は申込書に会費を同封して封をする。 ※住所・世帯主名が見えるように封入してください。
1月中旬 ～ 2月中旬	加入を希望する方から(封入された申込書及び会費を同封した)封筒を受取り取りまとめる。 ※個人情報保護の点から開封はしないでください。	申込書及び会費を自治会役員へ渡す ※渡し方、締切日等は自治会・町内会の役員に確認してください。
2月中旬 ～ 3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 各まちづくりセンターの出張受付日に取りまとめた申込書及び会費を持参 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">※防犯交通安全課職員が封筒を開封し、会員証を作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員証(3枚目)の受取り <p>防犯交通安全課より受け取った会員証を各世帯へ配布</p> <p>☆会員証作成には、数時間お時間をいただきます。</p>	
4月1日 ～ 3月末		自治会役員より受け取った会員証に領収印があるかを確認し、共済期間中は自宅で保管

取りまとめていただいた自治会・町内会様へ加入いただいた人数に応じて、10月頃に報償費(礼金)をお支払いいたしますので、自治会活動にお役立てください。



お忙しい中、いつも取りまとめにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。回覧チラシに取りまとめ用の欄がございますので、必要に応じて加筆・修正してお使いください。どうぞよろしくお願いいたします。

(注意)
ここに記載した流れは、一般的な例です。

出張受付の日程は、裏面をご覧ください。

令和7年度 交通災害共済出張受付日程

受付時間：午前9時45分から午後2時00分まで

会 場	受 付 日	
柳瀬まちづくりセンター	2月12日 (水)	3月7日 (金)
小手指まちづくりセンター	2月13日 (木)	3月11日 (火)
山口まちづくりセンター	2月14日 (金)	3月12日 (水)
所沢まちづくりセンター	2月18日 (火)	3月14日 (金)
吾妻まちづくりセンター	2月19日 (水)	3月21日 (金)
☆所沢サン・アビリティーズ (松井まちづくりセンター横)	2月21日 (金)	3月19日 (水)
新所沢東まちづくりセンター	2月26日 (水)	
並木まちづくりセンター	2月27日 (木)	
小手指公民館分館	2月28日 (金)	
狭山ヶ丘コミュニティセンター	3月5日 (水)	
新所沢まちづくりセンター	3月6日 (木)	
富岡まちづくりセンター	3月13日 (木)	
★中富南コミュニティセンター	3月25日 (火)	

受付時間：午前10時00分から午後2時00分まで

会 場	受 付 日	
三ヶ島まちづくりセンター	2月20日 (木)	3月18日 (火)

- ・上記の日程は、自治会・町内会を通して申し込む場合の日程です。
個人での申し込みは随時しています。
- ・上記の受付会場であれば、どこでも受付いたします。ご都合のよろしい日にお越しください。
- ・混雑対策のため、会場設営が完了したら上記の開始時刻を待たずに受付を開始する場合があります。ご理解をいただきますようお願い致します。
- ☆松井地区は、松井まちづくりセンターと同じ敷地内の所沢サン・アビリティーズで実施します。
- ★中富南コミュニティセンターは3月25日 (火) のみ受付可能です。